

MBO等に対する取引所の立場からの考察 —適時開示における記載上の注意点を中心に—

川 城 瑛

目 次

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1. はじめに | 3. MBO等に関する意見表明にかかる適時開示 |
| 2. MBO等に際して必要となる適時開示 | 4. MBO後の再上場について |

東京証券取引所では、MBO等には利益相反構造及び情報の非対称性が存在することから、算定機関による算定書の提出を義務付けるとともに、適時開示において通常の公開買付けに関する意見表明よりも充実した開示を求めている。本稿では、いわゆる二段階買収の事例を念頭に、各手続きにおいて必要となる適時開示を概説した上で、一段目の公開買付けに関する意見表明の開示における記載上の注意点について解説する。

1. はじめに

東京証券取引所（以下、東証）は、MBO（注1）等（注2）について、利益相反構造及び情報の非対称性が存在することから（注3）、対象会社がMBO等に関する意見表明を行うに当たって、算定機関が作成した算定書の提出を義務付けるとともに、通常の公開買付けに関する意見表明よりも充実した開示を求めている（有価証券上場規程（以下、規程）421条1項、同施行規則417条14号、東証上場部編『会社情報適時開示ガイドブック

（2015年6月版）（以下、適時開示ガイドブック）』203～212頁）（注4）。

本稿では、MBO等のうち、いわゆる二段階買収の一段目として公開買付けにより株式を買い集めた後、二段目としてキャッシュアウト（注5）を実施する事例を念頭に、各手続きにおいて必要となる適時開示を概説した上で、一段目の公開買付けに関する意見表明の開示における記載上の注意点について解説することとしたい。



川城 瑛（かわしろ あきら）

東京証券取引所上場部ディスクロージャー企画グループ主任。2010年早稲田大学法学部卒業。12年東京大学大学院法学政治学研究科修了。同年9月、司法試験合格。14年1月森・濱田松本法律事務所入所。15年7月より現職（出向中）。